

【労働基準監督官の募集】

専門職の国家公務員です。

厚生労働省では、一般の国家公務員試験とは別に、毎年、「労働基準監督官」採用試験を実施しています。

平成 29 年度試験からさいたま市が試験地として追加されています。

また、平成 30 年度試験合格者から、下記3のとおり採用された労働局及びその管下の労働基準監督署を中心に勤務することになりました。

とちぎで働けます！

1 労働基準監督官とは

労働基準監督官とは、労働者が安心して働ける職場環境を実現するため、事業主に法令を遵守させることにより、労働条件の確保・向上や労働者の安全・健康の確保を図り、また、不幸にして労働災害にあわれた方に対する労災補償の業務を行うことを任務とする専門職の国家公務員であり、原則として労働基準監督官試験の合格者から任用されます。

文系・理系ともに採用します！

2 労働基準監督官採用試験について

労働基準監督官 A（法文系）、労働基準監督官 B（理工系）のそれぞれの試験区分があります。

詳細は労働基準監督官採用試験パンフレット、受験案内をご覧ください。

また、人事院ホームページにおいても試験情報を掲載しています。

厚生労働省ホームページ（労働基準監督官採用試験）

<http://www.mhlw.go.jp/general/saiyo/kantokukan.html>

労働基準監督官採用試験パンフレット

http://www.mhlw.go.jp/general/saiyo/dl/kantokukan_pamphlet.pdf

労働基準監督官採用試験受験案内

http://www.mhlw.go.jp/general/saiyo/kantokukan_annai.pdf

人事院ホームページ（国家公務員試験採用情報 NAVI）

<http://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.htm>

「試験情報」>「院卒者試験・大卒程度試験情報」の「専門職試験」に「労働基準監督官採用試験」の案内があります。

3 採用・任官後について

労働基準監督官試験を最終合格された方は、採用を希望する都道府県労働局において採用面接を行います。

採用後は、採用された都道府県労働局管内の労働基準監督署に配置され、事業場への指導監督を行うなど労働基準行政の中核的業務を担います。

採用後 3～4 年目及び 13～14 年目（原則）に、採用された労働局以外の労働局へ異動しますが、その他の期間は採用された労働局及びその管下の労働基準監督署で勤務することになります。

なお、本人希望に応じて、採用後 3 年目以降、厚生労働本省で勤務するという選択肢もあります。

4 労働基準監督官の業務について

労働基準監督官は、関係法令に基づき、次のような業務を行っています。

なお、採用5年目以降は、監督業務中心のキャリアパス（総合性を高めるため、安全衛生業務・労災補償業務にも各1年以上従事）と、安全衛生業務中心のキャリアパスがあります。どちらのキャリアパスでも、将来的な昇進等に差はありません。

臨検監督

労働基準法、労働安全衛生法などの法令に基づいて、定期的にあるいは労働者からの相談などを契機として、工場や事業場に立ち入り、機械・設備や帳簿などを検査して関係労働者の労働条件などについて調査を行い、法令違反が認められた場合には事業主に対してその改善を指導するほか、危険性の高い機械・設備などについてはその場で使用停止などを命ずる行政処分を行います。

司法警察業務

労働基準法、労働安全衛生法などには罰則が設けられており、事業主などがこれらの法令に違反し、これが重大・悪質な場合には、労働基準監督官は刑事訴訟法に基づき特別司法警察員として犯罪捜査を行い、検察庁に送検します。

災害調査

工場や工事現場などにおいて、重篤な労働災害が発生した場合、直ちに発生現場に赴いて災害の発生状況やその原因などについて調査し、再発防止について必要な指導を行います。

安全衛生業務

労働災害を防止するための労働災害発生状況の把握・分析を行うとともに、同種災害を防止するための事業場に対する指導、労働安全衛生法に基づく、一定の機械の設置等に関して届け出られた計画の審査やクレーンの検査等、さらに、過重労働による健康障害防止対策や職場におけるメンタルヘルス対策、アスベストによる肺がん・中皮腫、有機溶剤中毒、化学物質による健康障害など各種の職業性疾病防止対策を行います。

労災補償業務

労働者災害補償保険法に基づき、業務上の事由または通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に対して、請求された個々の事案ごとに調査・認定を行い、必要な保険給付の支給や社会復帰促進等事業を行います。

労働基準監督官についてもっと知りたい方は、厚生労働省ホームページをご覧ください。

厚生労働省ホームページ（労働基準監督官採用試験）（再掲）

<http://www.mhlw.go.jp/general/saiyo/kantokukan.html>